

2024年度

あなたも「人権の大切さ」をひろげてみませんか

人権啓発活動補助金交付事業 募集要項



募集期間 3月5日～22日

事業概要

市民の人権問題に対する正しい認識と深い理解を広げ、人権問題の解決に取り組む人権啓発団体に対して、団体の側面的な支援を図るため、事業経費を補助します。

※当補助金事業は補助年限を設けており、人権啓発活動団体の皆さんを応援するものです。

補助金額

補助対象経費の10割以内、上限 10 万円、補助年限 1年

応募資格

市内に活動拠点を有し、概ね10人以上で構成され、事業計画、会計、会則等が整備されている尼崎市民主体の市民団体に限ります。

対象となる事業

- ・人権問題の解決のための啓発活動（講演会やイベントの開催、啓発資料の作成・配布等）で、効果の高いものと見込まれるものであること。
- ・尼崎市内で実施する事業で、広く市民の参加を募るなど、不特定多数の市民を対象とするものであること。
- ・2024（令和6）年4月1日から2025（令和7）年3月31日の間に実施し、終了する事業

【注意】次の事業は補助対象となりません。

- ・国、県、市などの公的機関から他制度による補助金を受けている／受ける予定の事業
- ・飲食や旅行（視察を含む）を主な目的とする事業や、他の団体が主催する事業への単なる参加
- ・政治、宗教に関わる事業や、営利を目的とする事業
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体が行う事業

補助対象経費

補助の対象となる経費は、事業実施にかかる直接的に必要な経費のみです。次の例を参考にし、よくわからない場合や、特別の事情がある場合はご相談ください。（以下の経費に該当しても領収書は必要です。）

| 科目 | 対象となる経費の例 | 対象とならない経費の例（原則） |
|-------|--|---|
| 謝礼金 | ・ 講師謝礼（事業当日のみ補助対象内） | ・ 別途報酬や委託料を払う相手への謝礼 ・ 補助対象団体の構成員への謝礼 |
| 交通費 | ・ 団体構成員を除く講師及び出演者の交通費 | ・ 補助対象団体の構成員、ボランティアの交通費 ・ 定期券代 |
| 消耗品 | ・ 事務用品 ・ プリンターのインク ・ チラシ制作ソフト | ・ 参加者の景品、記念品 |
| 印刷費 | ・ チラシ、ポスター、冊子などの印刷費 | ・ 団体の会報の印刷費 |
| 通信運搬費 | ・ チラシの送料 ・ 講師へ連絡文書や資料を送る際の送料 ・ 会場へ物資を運ぶ際の運送料 | ・ 電話料金 |
| 保険料 | ・ ボランティア保険料 | |
| 委託料 | ・ 会場、舞台、照明装置などの設営を専門業者に委託する際の費用 | |
| 使用料 | ・ 会場使用料（本番及びリハーサルの1回、打ち合わせについては補助対象内） ・ 器材等レンタル料 | 視察や研修のみのバス借上料 |
| 食糧費 | 事業に使用する食材等の費用 （事業実施のため、会議等にかかわるお茶代の1人あたり150円程度・ペットボトル等） | ・ 懇親会、慰労会などにおける飲食費 ・ 手土産 |
| 備品 | ・ 対象事業の実施に使用する備品の購入費、修繕費 | ・ 個人所有となる備品の購入費、修繕費 |

【注 意】

- ・ 団体運営に係る経費（事務員の人件費、家賃、光熱水費等）、施設整備費等は対象となりません。
- ・ 補助金は支出してしまった経費でも、補助の対象として適切でない場合は補助対象外となります。

申請等にかかる提出書類

申請にあたっては、募集期間内に次の書類をそろえて（公社）尼崎人権啓発協会までご提出ください。

（提出期限：2024（令和6）年3月22日（金）午後5時30分（必着））また、申請にあたって不明な点等がありましたら、事前にご相談ください。

| | | |
|---|--------------------------|-------|
| 1 | 補助金交付申請書 | 様式第1号 |
| 2 | 事業実施計画書 | 別紙1 |
| 3 | 事業実施予算書 | 別紙2 |
| 4 | 団体名簿 | 別紙1-2 |
| 5 | 会則 | 様式なし |
| 6 | 見積書及び見積根拠（インターネットの単価でも可） | 様式なし |

※ 別紙2 事業実施予算書に記載する補助対象経費については、見積書及び見積根拠の提出が必要です。

※ 審査にあたり必要がある場合には、他の書類等の追加提出をお願いすることがあります。また、申請内容について問合せ等を行うことがあります。

※ 提出された書類等については返却せず、また原則として情報公開の対象となります。

※ 書類に不足がある場合はいかなる理由があっても受付できません。期間に余裕を持って申請してください。

審査方法・審査基準

○審査方法

公益社団尼崎人権啓発協会理事会において、提出された書類の内容により補助事業を決定します。

○審査基準

公益性： 事業の目的・内容が人権課題の解決にむけての取組としてとらえている。

公開性： だれでも参加できるか。事業を広報する手段がとられているか。

計画性： 事業計画、資金計画が具体的に立てられており、無理がないか。

効果性： 補助金額に見合う効果が期待できるか。効率的、効果的な手法がとられているか。

発展性： 補助金により、事業の発展・自立や、他の市民・団体への波及効果が期待できるか。

事業実施報告

事業完了後には、速やかに次の書類をそろえて提出してください（最終締切：2025年4月7日）

| | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 事業実績報告書 | 様式第5号、別紙3 |
| 2 | 事業収支決算 | 別紙4 |
| 3 | 領収書 | 原本、写し1部（補助対象経費のみ） |
| 4 | 参考資料 | 配布資料、チラシ、パンフレット、記録写真、新聞記事等 |

※ 事業実績の確認のため、必要がある場合には、他の書類等の追加提出をお願いすることがあります。

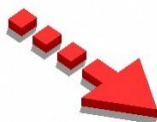
スケジュール

| | | |
|-------------|--|---|
| 募集期間 | 2024(令和6)年3月5日(火)～22日(金)必着（受付時間：土日祝日を除く） | 募集期間内に申請書を（公社）尼崎人権啓発協会へ提出してください。申請書は、（公社）尼崎人権啓発協会、ダイバーシティ推進課（本庁舎中館7階）、地域総合センター等で配布します |
| 審査結果の通知 | 2024(令和6)年4月上旬 | 各団体へ審査結果を通知します |
| 補助金交付請求書の提出 | 2024(令和6)年4月19日(金)締切 | 審査結果の通知後、提出してください |
| 補助金交付 | 2024(令和6)年4月26日(金) | |
| 事業実施期間 | 2024(令和6)年4月1日(月)～2025(令和7)年3月31日(月) | |
| 事業実績報告 | 事業終了後～ 2025(令和7)年4月7日(月) | 事業完了後、所定の様式で速やかに提出してください |

※ 上記のほか、提出された書類内容に不備がある場合などは、補足・修正のために来庁いただく場合がありますので予めご了承ください。

その他

- ・ 審査の結果については、(公社) 尼崎人権啓発協会ホームページ等で公表します(団体名、補助金交付金額、事業内容等)。
- ・ 補助を受けて作成するポスター・チラシ、その他成果物には「人権啓発活動補助金交付事業」を受けて事業を実施する旨を記載していただきます。
- ・ 人権啓発活動補助金交付事業の疑義解釈のやり取りについては、文書により行います。また、その文書は(公社) 尼崎人権啓発協会及び団体の双方において確認し、保管するものとします。
- ・ 事業が適正に実施されているか確認するため、(公社) 人権啓発協会が視察、調査を行います。視察、調査にあたっては、一切の制限を受けず、必要と判断する範囲で行います。また、その結果、実施状況が適正でない認められた場合には、補助金の全部又は一部を返還していただきます。
- ・ 違法、不当な行為があった場合、不正な手段等により補助金の交付を受けた場合、あるいは、人権啓発活動補助金交付要綱その他市の規定に反する行為があった場合には、補助金の全部又は一部を返還していただきます。



申請・お問合せ先：公益社団法人尼崎人権啓発協会

市役所本庁舎 中館 7 階 電話：6489-6815 FAX：6489-6818

